

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷九第

行發日一月七年八正大

庭園都市に就いて……………法學博士 田島 錦治

支那投資の國際的共同……………法學博士 戸田 海市

住居税と公平負擔……………法學博士 神戶 正雄

社會政策より觀たる我國の財政……………法學博士 小川郷太郎

人糞尿の國益……………法學博士 財部 靜治

マルクスの唯物史觀所謂生産の意義……………法學博士 河上 肇

植民地の勞働政策……………法學博士 山本美越乃

ベンチーの組合社會主義論……………法學博士 河田 嗣郎

明治の米價調節……………法學士 本庄榮治郎

海運と國民經濟……………法學士 小島昌太郎

最近の出産率減少に就いて……………文學士 高田 保馬

## 社會政策より觀たる我國の財政

小川 郷 太 郎

### 第一 財政と社會政策

一國の財政は年々巨額の收入を得て巨額の支出をなしつゝあるものである。而して其收入は窮極する所私經濟の主體より出て、國庫に入るものであり、其經費も窮極する所私經濟の懷の中に入るものである。是が故に財政は或る程度に於て財の分配をなすものとも視ることが出来る。少くとも經濟社會に於て自然に生ずる財の分配を變更するものと云はねばならぬ、然らば如何に財の分配を變更しつゝある乎。

現代の資本主義の經濟社會に於ては、所謂企業家なるものが、價格の原理に依り、賣買交換貸借といふ様な形式を以て財を分配して居る、而して其結果は動もすれば資本家企業家といふ様な資産階級の人は愈々富み、勞働者其他無産階級の人は益々貧しくなり、所謂貧富懸絶、分配の不平等となりて現はれて來る、それが社會上に種々弊害を生じて來て、茲に社會問題なるものを生ずる。社會問題解決の方法は一にして足らないけれども、社會政策は慥に其最も良き一方策で

ある、社會政策は現代の資本主義の經濟組織を根本的に覆さうとするものではないが、それより生ずる分配の不平等を矯め以て社會上の弊害を除かうとするものである。

經濟界に起つた分配不平等の病は、經濟界自身に於て之を療治することが出来るが、又財政に依ても之を療治することが出来る、蓋し財政は前述へた如く財の分配をなすものであるからである、尙詳言すれば經濟界に起つた分配の不平等を財政に依て變更し可成之を平等に近いものにするのである。此くして社會政策は財政を手段とし、財政は社會政策の目的をも有する事となつて来る。

此くいへば、人或は財政が社會政策の目的を有することを非なりとするであらう。殊に租税に於てさうである、併し乍ら財政は素と國家の生存發達を前提とし、その爲に必要とする物資を供給せんとするもので國家本來の目的よりいへば手段たるべきものである、社會政策が國家の發達の爲に必要でありとすれば、財政は固より其要求に應じて行かねばならぬ、若し財政が社會政策の目的を有してならぬといふならば、同様に財政は國家の他の目的の手段となつてもならぬといはねばならぬ。さうすると財政は國家の目的を離れて存在する事になり、財政の存在する所以が得て解すること出来ないものとなる。

論者又或は社會政策を行つて貧富懸絶をなくすれば團票の背比べとなり、文化の進歩を妨ぐる事

となるとして反對するものかあらう、併し社會政策は必ずしも分配を全然平等とし貧富の差なからしめんとするものではない、現代の貧富懸絶を調和することを目的として居るのである、故に貧富の懸絶か少しにても和らくことを得は社會政策の趣旨に副ふものであるといはねはならぬ、財政に於ける社會政策は此意義に解釋すべきである、換言すれば財政に依て分配の不平等を緩和せんとするものである。

財政に社會政策の目的を附し之を實現するに努めは、分配の不平等を緩和することが出來やうが、此の如き目的は常に必ずしも遂げられて居ると限らない、現代諸國の實際に徴するに或は財政に依て貧富懸絶を和らくものもあるが、或は財政に依て貧富懸絶の度を愈々甚しからしむるものもある。前者は社會政策的で後者は反社會政策的であると謂ふべきである。財政が社會政策的であれば經濟社會に於て生せる分配の不平等を矯め人の心を緩め社會の圓滿なる發達を期待する事か出來るが、財政が反社會政策的であれば、さなきだに分配の不平等となれるものが愈々以て不平等となり、人の心に不平を抱かしめ以て革命の種を蒔くに至るであらう、財政が社會政策的であると反社會政策的であるのとは人民の福利國家の安泰との間に此の如き異常の差を生ずるのである。そこで一國財政が社會政策の眼鏡に如何に映して來るかといふ事は、重大なる意義を有するものと謂はねはならぬ。

然らば一國の財政が社會政策的であるか、反社會政策的であるかを如何にして判斷するかといふに、それは財政の兩方面である収入と經費とに分て觀察せねはならぬ、而して其収入は更に官業并に官有財産の収入と租税の収入と起債とに分ち得るが故に、是れ又別々に觀察せねはならぬ。

余は本論文に於て我國の財政か社會政策の眼鏡に如何に映するかを研究して見たい、以下官業、租税、公債、經費の各項に分て觀察する事とする。

## 第二 官業と社會政策

分配の不平等は元來土地資本等が民有で、其上に民業が築き上げられて居るから起るのである故に土地資本が官有に歸し官業の範圍が擴張せらると、それだけは民有并に民業を制限し不平等なる分配の根を絶つこととなる。従てそれだけ社會政策的となるのである。社會政策は社會主義の如く敢て總ての資本や土地を官有とし、總ての企業を官營とせんとするものではないが、相當の理由あるものは之を官有とし官營とすることを要求するのである、例へば獨占的性質を帶ふる事業の如きは之を官營とせねはならぬ。獨占事業が私人の手に在るときは、私人は獨占價格を課し自ら大に利して巨萬の富をなし、公衆は獨占事業の製品に比較的多くを支拂て其懷を寒くするに

至る、獨占事業は分配の不平等を來す最大原因である。それか官業となれば國家は必ずしも獨占價格を課せない、よし獨占價格を課するとするも、其收入は國庫に歸し應て有益の事業に使用せられ若くは租税の負擔を軽くすることが出来る様になり、之が爲め毫も分配の不平等を來さない。是か故に社會政策の立場より觀て獨占事業は官業とせねばならぬ、獨占事業には種々あれども、鐵道、郵便、電信、電話、電鐵、電燈、水力電氣、水道、瓦斯等は其著しきものである、是等は事の性質上獨占到歸するもので固より官營とすべきである、然るに資本的獨占到ありては國家が事實上獨占すること出来る場合がある、此の如き場合には國家は民間の獨占を破りて、そが一國の經濟社會に及ぼす害毒を滅せねばならぬ、即ち國家が民間の獨占を破るに足る丈の事業を自ら經營せねばならぬ、民間の獨占を破れば、民間事業家か獨占の利益を得る事出来ぬ、これ亦分配の不平等を減するに貢獻すること少くあるまい。國家か鑛山を所有し經營するか如きは即ちそれである。<sup>\*</sup>

以上述べたる官業は富豪の益々富むことを豫防するに於て社會政策上重大なる意義を有するものなるが、中級并に下級の人の愈々貧しくなるを防ぐ經濟事業も亦同しく社會政策上重大なる意義を有すといはねばならぬ、斯かる事業は國家自ら之を經營せねばならぬ、中級并に下級の人の愈々貧しくなるを豫防する經濟事業とは外でもない、貯金并に保險の事業である、貯金の事業は

\* 拙著財政學第一卷三六六頁以下

貯蓄銀行の事業に外ならぬ、これを官營にするといは、國家公共團體が銀行を經營する事に歸する蓋し國家公共團體は必ずしも營利を是れ事とせないから比較的-highき利子を附し一般人民をして貯蓄心を養はしむる事が出来る、此くして一般人民が多く貯蓄をなすときは、不時の出來事に遭遇しても其經濟生活を脅かさるゝ事ないであらう、然れども總ての人に多くの貯蓄を望むこと出來ぬ、又貯蓄ありても其十分でないものにおいて、以て不時の出來事に備ふること出來ぬ、そこで保險事業が生ずる。保險は一般人民の經濟生活の安定を保障するものであるが、國家が之を經營するときは必ずしも營利主義に依るを要せざるが故に比較的掛金を廉にし比較的多くの民衆を被保險人とすることが出來て、社會政策の趣旨を貫くこと出来る。簡易生命保險の如き即ちそれである、普通生命保險に於ても其被保險人は中級の人を主なるものとするか故に社會政策の精神で經營する事は必要である、然り而して之を實際に徴するに保險に關しては少數の大會社に集中するの傾を有するが故に愈々之を官業に移し、以て一方には中級者の經濟生活の安定を保障し以て他方には保險會社の營利の爲に生ずる分配の不平等を避くべきである。尙普通保險に於ては國家が多少の利益を得ること困難でない、其利益を以て簡易生命保險の缺損を補はゞ、生命保險は全體に於て最も能く社會政策の要求に應ずる事が出来る。<sup>\*</sup>

## 二

以上述べたるが如く社會政策の見地より觀察するときには官業并に官有財産の範圍は廣汎に亘るべきものであるが、我國に於ける官業は如何といふ問題に移て研究して見やう。

我國に於ても官有財産并に官業といふべきもの少くない、鐵道、郵便、電信、電話、郵便貯金、簡易生命保險、製鐵、印刷、造幣、製絨、造兵、造船等の事業を國家が經營し、水道、電鐵、電燈、瓦斯等を市が經營して居る。一寸見れば餘程社會政策的色彩を帶て居る様であるが、よく分析して見なければ輕々に判斷を下す譯に行かぬ。

鐵道は明治の初年より政府自ら之を敷設し初め、年を逐て其線路も次第に延長せしが明治三十九年鐵道國有法を定め鐵道國有の主義を一定し全國の私設鐵道十七社を買上ぐる事となり、翌四十年十月に其業を終へた、此くして大體幹線は政府の手に歸した、小鐵道の如きは尙私設會社の有として残れるもの少くない。

郵便も明治の初年之を獨占官營とし、明治二十五年よりは小包郵便を創め同三十三年よりは價格表記現金取立に關する事務を開き、郵便附屬事業を擴張し來つた、電信も亦明治の初年より獨占官營とし、電話は明治二十三年より之を創めて政府の獨占官營とした。

郵便貯金の制度も明治八年より之を創め同時に郵便爲替事務をも扱つて居つたが、明治三十九年よりは更に郵便貯金振替の制度をも加ふるに至つた。



簡易生命保險は之に反し最近の創始にかゝる、即ち大正五年より之を始めたに過ぎぬ。

造幣局、印刷局、千住製絨所、砲兵工廠、海軍工廠等は共に古るい歴史を持つて居るが、製鐵所は明治二十九年より以來、海軍火藥廠は大正七年より以來の官營事業である。

此の如く我國官業は既に明治維新の後に其大體の輪廓を備へ日清日露戰役後に更に之を擴大したともいふ事が出来る、併し乍らそは現存せる官業を歴史的に見て判斷したるに過ぎぬ、若し夫れ官業の全體に就て歴史的考察を加へん乎、其初に官業たりしものにして民業に移れるもの少しとせぬ、纖維工場、鐵工場、窯業、探鑛業等の如し是等の事業は多く明治の初年に之を起し明治十五六年頃より同二十三年の頃迄に之を拂下げた、其模範工場たる性質を有するものは、之を拂下くも強ち社會政策に反せりといふ事を得ないけれども、其獨占的性質を有するものに至ては社會政策上之を惜まねはならぬ、探鑛業に關するものに於て最も然りである、明治の初年に於ては我國政府の所有にかゝれる鑛山少くなかつた、佐渡、生野、小坂、三池、高島、阿仁、院内、廣島、大葛、川口、荒川、油戸、幌内、岩内、唐津等の鑛山は即ちそれであつた、是等の鑛山には政府は大なる資本を投し、又外國より技師を聘し經營怠りなかつたが、明治七年には既に高島炭坑を賣り下げ、明治十七八年には其他の鑛山を順次拂下げ、僅に佐渡、生野、三池、廣島、唐津等を餘すに過ぎなかつた、而して其三池は明治二十一年に三井に賣り下げられ、佐渡生野は同二十

三年に御料に移され後三菱會社の手に這入つた、然るに日清戰役後枝光製鐵所の設立せらるゝや原料品の供給を確保するか爲めに、二瀬炭坑、赤谷鑛山を買上げ、海軍の燃料を得んか爲めに日露戰役後海軍探炭所を起し、新原、御徳、大嶺の三炭坑を買上げた、若し後に至て炭山を要するものならば初に拂ひ下げたのは誤りと謂はねはならぬ。且つ國家か又鐵道を経營する以上は製鐵所の設立なくとも多くの石炭を要するのであるから、炭坑は拂下くべきではなかつた、若し曩に我政府か三池、高島等の炭坑を拂下げなかつたならば、今日其所有者の獲得しつゝある利益は國庫に歸し、國庫を富ますこと少くなかつたであらう。然らば則ち是等の拂下は反社會政策的の遣り方であつたと評せねはならぬ。

余は更に現在の我官業が社會政策上幾何の價値を有するかを考察して見やう、それには先づ官業の收入が幾何に達して居るかを調べて見ねはならぬ。今大正八年の豫算に依ると左の如くである。

	總收入	經營費	收益	豫備金
帝國鐵道	27,710,231	12,710,230	10,410,011	500,000
臺灣鐵道	8,425,262	6,223,210	2,192,052	—
朝鮮鐵道	—	—	2,711,222	—
郵便電信電話	126,626,221	50,228,222	76,398,000	—
大藏省預金	22,100,222	26,222,222	2,222,222	—
簡易保險	22,222,222	22,222,222	2,222,222	100,000

造幣局	一五、三六九、四〇〇	一五、〇四〇、七三九	四、一七九、八六一	一、七〇〇
印刷局	五、六八六、四〇〇	五、四〇五、八七九	五、六八六、四〇〇	一〇、〇〇〇
千住製絨所	一〇、七〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東京砲兵工廠	六、一三五七、六六六	二、一七一、〇六六	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
大阪砲兵工廠	九、八〇〇、〇〇〇	一〇、七七九、四〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇一〇、〇〇〇
海軍工廠資金	七、五〇〇、〇〇〇	四、四八七、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	—
海軍火藥廠	六、七七八、八六六	六、七七八、八六六	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
海軍探炭所	六、七〇〇、七六六	六、七五五、七〇〇	五、七五五、七〇〇	五、七五五、七〇〇
製鐵所	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
森林	一六、五三三、二六六	五、七九八、八六六	一、一〇〇、〇〇〇	—
計	六六、八二二、二〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇	五三、〇〇〇、〇〇〇	—

右の表中で大藏省預金は郵便貯金をなるものとす、其總收入に當るものは運用の結果として得たる利子であり、經營費の項に記せるものは貯金者に支拂ふ利子で一般會計に繰入れるべきものである。

此表で觀ても總收入として政府の手に一旦這入つて來る金額は八九億圓に上り、純益にても三億圓に達して居る、若し政府が是等の官業なり官有財産を皆拂下けて民有民業に移したならば此の如き巨額の收入は私人に歸し其私人の中にも主として富豪に歸するであらう、蓋し是等の企業は或は獨占に歸し然らずとも大資本に依て經營せらるゝものであるから、民業と云へば大資本家の手に入るより外ないからである、果して然りとせば我國の官業も富の分配の不平等となるを妨げて居ると謂はねはならぬ。

此の如く論し來れば我國の官業も亦社會政策上多少の意義を有して居ると認めねはならぬ、併し乍ら、社會政策の上から見れば未だ理想的のものとは云へぬ、社會政策の眼鏡で見れば、尙官業の擴張をせねはならぬもの多く存在して居る、余の見る所を以てすれば、一番に官業の領域内に入つて來なければならぬものは水力電氣等の動力工業であらうと思ふ、水力の如きは、國內に限定せられて自然的獨占の性質を帯び、其電力は電燈に照せられ、電鐵を動かし、發達し來るべき諸工業に動力を供給するものである、若し電鐵電燈等を市營とせねはならぬとすれば、電力工業を市營とし若くは國營とすることを許さねはならぬ。

次に眼を轉して我國の地方財政に於ける官有財産并に官業を見るに、吾人は其貧弱なるに驚かざるを得ない。都市が水道、電鐵、電燈、瓦斯等の事業を經營するは、都市社會政策上極に必要な事に屬するのであるが、我國に於ては却て私有私營が榮えて居る、最近に至て大都に於て多少市營の氣運が生じて來たに過ぎぬ、即ち電氣事業に就ては東京、京都、大阪、神戸、仙臺、静岡等に於て、瓦斯事業に就ては横濱、福井等に於て市營主義が行はれて來た、併し乍ら東京、京都、大阪の如き三大都市に於ても尙電燈に關しては私設會社が勢力を張て居るのである、電鐵經營を市の獨占とし乍ら、電燈事業を市の獨占とせないのは不徹底といはねはならぬ、又電燈事業を市營とし乍ら之と同様に熱力光力を供給する瓦斯事業を市營とせないのも亦不徹底と謂はねはならぬ

只水道事業に就ては近來大に發達して來た跡が見ゆる今之を統計に徴するに左の如くである。

明治	水道數	水管延長	水料總額
二一	一	三	五、三、七、七
二六	三	七	六、七、七、〇
三一	七	一三	一〇、四、三、三
三六	一三	二〇	一、三、〇、〇、八
四一	一六	二六	二、八、四、九、九
四二	二一	三三	三、四、九、九、九
四三	二四	四〇	四、〇、九、八、八
四四	二九	五〇	五、一、五、八、八
大正元	三四	六〇	六、一、五、九、七
二	三九	七〇	七、一、五、九、七
三	四四	八〇	八、一、五、九、七
四	四九	九〇	九、一、五、九、七
五	五四	一〇〇	一〇、一、五、九、七

今其如何に我國の都市が此點に於て後れて居るかを見るか爲に獨逸并に英國を引合に出して見やう。

獨逸に於ては水道瓦斯電氣等の事業は多く都市の經營する所となつて居る、エーエベルグに據て、二萬人以上の人口を有する都市二百十九に就て是等事業の數并に市營の數を示すと左の如くである。

\* Eheberg. Finanzwissenschaft. 12. Aufl. S. 565

	水 道		瓦 斯		電 氣	
	絶對數	百分比	絶對數	百分比	絶對數	百分比
總 數	112	98%	112	98.6%	120	77.6%
市 營 數	101	92%	111	80%	113	57.9%

英國に於ても市營事業は大に發達して居る最近の統計に徴すると左の如くである\*。

	英 蘭 及 ウ ェ ー ル ス		蘇 蘭		愛 蘭	
	絶對數	百分比	絶對數	百分比	絶對數	百分比
水 道	1,135,135	100%	1,024,431	100%	1,122,322	100%
瓦 斯	1,208,124	100%	1,247,212	100%	1,247,212	100%
電 燈	1,012,121	100%	1,247,422	100%	1,247,421	100%
電 鐵	1,247,222	100%	1,247,222	100%	1,247,222	100%
計	1,247,222	100%	1,247,222	100%	1,247,222	100%
地 方 稅	1,247,222	100%	1,247,222	100%	1,247,222	100%

此表に依り、市營事業収入を地方税に比較して見ると英蘭ウェールスにては約四割、蘇蘭にては七割強、愛蘭にては三割四分となる、如何に官業収入の地方財政に重きを爲すかを知るべきである。余は此論文に於て外國の財政と其社會政策との關係を研究せんとするのではないが、英獨の例を見れば如何に我國の未だ共に談するに足らぬかと判かるから茲に引用した迄である。

又歐洲諸國にては、都市が貯蓄銀行を營むもの頗る多いのであるが、我國に於ては其例を開かぬ。

之を要するに我國の都市財政に於ては、官業の見るに足るものない、其間に社會政策は殆ど講

\* The Statesman's Year-Book 1914. p. 51

せられて居ないと謂はねばならぬ。

### 第三 租税と社會政策

租税は元來私經濟の主體より之を徴收するものである、其徴收に際して富める者に多額を課し貧しき者に極て少額を課するか又は之を免するときは經濟界に自然に生じた分配の不平等を變更することが出来る。故に租税は社會政策を行ふ好手段となるものである、學者逸早く此點に注意し、租税は純財政的目的を有すると共に社會政策の目的をも有せねばならぬと説くに至つた、ワグネルを以て其代表者とする、氏は租税を觀念するに當りても純財政的と社會政策的とに分ち、社會政策的租税の觀念に於ては國民所得并に國民財産の分配を矯正することを目的とするものであるといひ、此目的は尙擴張して個人の所得并に財産の使用消費を矯正することに迄推及ほすことが出来るると主張して居る。<sup>\*</sup>

ワグネルの此主張に對しては學者の中で根本的に反對する者がある、併し其反對は徹底的でない、或は租税は收入の目的を持って居る以上社會政策の目的を持ち得ないと云ふものがある、されど前述の如く財政なるものは國家の目的を達する手段である以上は社會政策の目的を兼ね有して

\* Adolf. Wagner. Finanzwissenschaft. II. Teil. 2. Aufl. S. 207.-

\*\* Helferich. Allgemeine Steuerlehre in Schönberg'schen Handbuch. 2. Aufl. III. 139.

も毫も差支ない、租税に就てのみ獨り違つた理論を當て筈むべきでない、否租税に就ても學者は普通他の目的を兼ね有することを許して居る、例へは保護税の如きである、保護税が租税たる以上は收入の目的を有することは何人も之を否まぬであらう、而して其保護税たる所以は輸入品の價を高くし以て幼稚なる内地産業を保護せんとするに存して居る、從て保護税は産業政策の目的を有して居るといへる、更に換言すれば租税が産業政策の手段として用ゐらるゝものといふべきである、此の如く租税が他の政策の手段として用ゐらるゝを許すときは社會政策の手段として用ゐる事をも許さねはならぬ。學者或は租税は社會政策の觀念を借らずとも富者に重く課し貧者に軽く課するの論理を築き上げることが出来るといふものがある、素よりさうであるが、併し單に富者に重く貧者に軽く課すといふも富者と貧者との經濟能力が同じ程度に打撃を受けるとすれば兩者の間隔は依然として變ずる事はない、即ち富の分配には變更を見ないと謂つてよい、然るに社會政策に立脚するときは尙一步を進め富者と貧者との間隔を縮める事とならねはならぬ、社會政策を是認すれば此結果を得る事を趣旨とせねはならぬ。<sup>\*</sup>

更に一步を進て考ふるに、租税に社會政策の目的を持たせないとしても實際に於ては租税が分配を變更し貧富懸絶を和らぐものか出來て來やう、此の如きは社會政策を目的とせないで、而も社會政策の所期する結果を得たものと謂はねはならぬ、社會政策の目的を否認する者は此の如き

\* 田中穂積博士、社會政策學會論叢第九册一六頁以下

\*\* 上田貞次郎博士、同上第十册二四〇頁以下



租税を斥けねばなるまい、併しそれは時代の精神と相容れないであらう。

之を要するに租税を以て社會政策を行ふ手段とすることは不都合でない之を許さねばならぬ。

## 二

余は更に進て我國の租税が社會政策の眼鏡に如何に映するかを研究して見やうと思ふ。

此研究に關しては、余は嘗て社會政策學會の大會に於て之を發表したから茲に重て贅するの必要がない、只大體の論旨を述ぶるに止めて置く、我國の租税制度には社會政策の痕跡の存して居る所もあるが、大體からいふと反社會政策的方向に走つて居るといふべきである。

第一に消費税に就て之を見やう。元來消費税は一般の人の消費する物品を課税客體とするか故に一般の人殊に貧者階級の負擔となるを免れぬ、従て税の性質から反社會政策的傾向を有するものといふことか出来る、然るに我國の税制にては、殊に貧者階級のみ負擔となるべき租税が多くある、鹽の專賣によりて税せらるゝが如き、醬油税、家用醬油税の如き、石油消費税の如き皆さうである、石油消費税がありて電燈税がない、田舎の貧乏人を税して都會の商工業者を税せないともいへる、織物消費税にては絹織物も木綿織物も一樣に律して其間に差別をつけぬ、砂糖消費税や烟草專賣による課税に於ては品物に就て等級を附し税率を異にし稍富者に重く課し貧者に軽く税するの趣旨を表はして居るけれども織物消費税は之と全く異て居る、貧者富者を同一率にて

税するは貧者の負擔を重くすることに歸するのである、是が故に我國の消費税は大體に於て反社會政策的のものであると論斷せねばならぬ。

消費税か反社會政策的であつても所謂直接税并に流通税に於て富者に重く課する事になつて居れば、租税制度全體に於て社會政策的色彩が生じて來るが、我國の所謂直接税流通税は、さうなつて居ない、流通税中には通行税の如く主として貧者階級に税するものかあり印紙税登録税の如き主として富者階級に税するものがあるが、大體からいへば貧富兩階級に税するものである。

所謂直接税の組立てからいへば、所得税を中心とし、戦時利得税、地租、營業税、相續税を配して居る、土地増價税、家屋税、一般財産税の如きはまた租税立法の上に現はれて來て居ない、而して戦時利得税は、大正八年度を限り廢止せらるゝ筈であるから、富者階級に對する課税は其種類に於て盡して居ない、戦時利得税は其性質上臨時的のものであるけれども、苟くも戦争の影響已まざる限りは之を課すべきである、戦争は大正八年度に終熄するものと見得られるであらうが、戦争の餘波は仲々容易に止むまい、而して其戦争の餘波に依て大に利得する者に課税せざるは、富者階級に對する税が不十分であるといはねばならぬ、諸國の例を見るに、戦争か初まりて逸早く此種の税を起し戦後には之を變形して超過利得税とし、利得が一定の率を超えたるときに皆之に課税するとして戦時利得税の精神を永く繼承して行くことになつて居る、我國は戦争初

まつても戦時利得税を起すに躊躇し、漸く大正七年度に至て税法が出来たが、之を行ふこと僅に二年にして之を廢せんとして居る、歐米諸國と比へて見れば、非常の相違がある、偶々我國の富者階級課税の不徹底を反證するものである、更に所謂直接税の中心たるべき所得税に就て之を見るに、其累進税を課して居るのは、可なれども、其税率が個人所得に重く、合資合名會社の所得に軽い、株式會社株式合資會社の所得に至ては累進税率を以て課せず比例税率を以て課するに止まつて居る、大資本になる程軽く税して居ると謂はねはならぬ、然り而して個人所得税は一般所得税の形を備へて居るけれども株式會社の配當金賞與金公債社債の利子等より成る所得を除くするが故に、今日の經濟社會に分配せらるべき國民所得の大部分を逸して居る、勿論是等の有價證券よりする利得は、或は株式會社所得税として間接に課せられ或は第二種所得税として課せられて居ると云ふ事が出來やうが、前者は實際に於て株式會社の營業費と同様に控除せらるゝか故に、配當に影響せないこと多く、従て個人の手に渡るべき配當金は何等の租税を負擔せぬともいへる、後者も國債に至ては全く免税せられて居る、一步を讓て是等が皆一度課税せられて居ると見ても、それは財源に就て別々に税するものなるが故に一般所得税を形らずして單に收益税の一種と見るべきである、即ち地主が地租を拂ひ營業者が營業税を拂ふ様に、株主も配當税を拂ひ公債社債の持主も公債社債利子税を拂ふものと見るべきで、皆收益税の性質を帯びて居る、地主や營

業者は此收益税の外に、更に所得税を負擔して居るのであるから、株主も公債社債持主も收益税の外に所得税を負擔して然るべきである、然るに今日の我税法にては之を負擔せないことになつて居る、思ふに經濟の進歩は農業國より商工業國に移るを順序とす従て一國の富の中心は不動産より有價證券に移るものである、我國の現状は此過渡の時代に居るもので、年々商工業が榮え歲々會社が増加して、有價證券は愈々殖えつつあるのである、此時に當て株式會社に最も軽く税し有價證券の收入を免税し若くは軽く税するは富者をして益々富ましめ分配の不平等を愈々激しくするものと謂はねはならぬ、是れ即ち反社會政策的傾向を示すものに外ならぬ。更に個人所得税に就て之を考ふるに、累進税率を課して一見正義に適へるが如きも、其千圓以下の額にも千分の三十、千圓を超ゆる額には千分の四十を以て税し、所得の少き者も比較的重い負擔をせねはならぬ、而して俸給に衣食する智識階級は恒産なく而も恒心あるの徒にして所得の申告に偽ることないが、恒産を有する人々は却て所得の申告に於て偽ること多いのが常である、故に個人所得税にても其實際の作用からいへば無資産階級が比較的重く税せられて、有産階級が比較的軽く税せられて居るのである、是れ亦反社會政策的であると謂はねはならぬ。

之を要するに消費税といひ所謂直接税といひ皆反社會政策的となつて居る、此の如き税制の存する限り、分配の不平等は愈々甚しくなるものと覺悟せねはならぬ。

以上は租税法の上から論断したのであるが、更に進て統計に徴して見たい。

大體論からいふと消費税は主として貧者階級を税するものであり、所謂直接税は主として富者階級を税するものであり、流通税は貧富兩階級を税するものであるが、其中でも通行税は主として貧者階級を税し、兌換券發行税、取引所税、頓税、印紙税、登録税其他の印紙収入は主として富者階級を税するものといへる。故に消費税并に通行税の収入と所謂直接税并に通行税以外の流通税の収入とを比較すれば、貧者階級の負擔と富者階級の負擔と何れか重きか何れが輕きかを知らることが出来る。依て茲に最近の統計に依り此區別に従ひ、兩種の租税の収入を對照して見やう。

	大正五年決算	大正六年現計	大正七年豫算	大正八年豫算
所得税	1,212,813.11	2,722,600.00	2,722,600.00	1,170,222.22
戰時利得税	—	—	1,000.00	22,222.22
地租	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11
營業租	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75
營業稅	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75
相續稅	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
營業稅	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
實業營業稅	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75	3,812,516.75
兌換券發行稅	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11
取引所稅	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11
頓稅	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11	1,212,813.11

社會政策より觀たる我國の財政

直接稅流通統計

	一六、九、三三	三三、三、四、三	一〇〇、〇、六、六	一〇〇、〇、〇、〇
通行稅	五、四、七、七	六、四、〇、〇	五、四、四、四	六、四、〇、〇
酒稅	八、六、〇、〇	一〇、八、〇、〇	九、六、〇、〇	一〇、八、〇、〇
鹽稅	五、二、〇、〇	五、三、〇、〇	五、六、〇、〇	五、二、〇、〇
砂糖消費稅	七、四、三、〇	五、八、〇、〇	五、〇、〇、〇	五、二、〇、〇
織物消費稅	一、六、〇、〇	一、二、〇、〇	一、四、〇、〇	一、二、〇、〇
石油消費稅	一、一、五、〇	一、〇、八、〇	一、一、五、〇	一、〇、八、〇
關稅	五、八、八、九	五、一、〇、九	五、一、〇、九	五、八、八、九
專賣收入	七、七、七、七	七、七、七、七	七、七、七、七	七、七、七、七
消費稅(通行稅を加ふ計)	二〇、〇、〇、〇	二一、〇、〇、〇	二一、〇、〇、〇	二〇、〇、〇、〇
尙印紙收入の中には印紙稅登錄稅等租稅に屬するものが含まれて居るけれど、手数料使用料を分たれないから之を省く、且つ是等の稅は富者の負擔に歸するのみならず貧者の負擔にも歸するものが多いから之を計算外に置いて差支ない。				
總計	五、八、八、九	五、一、〇、九	五、一、〇、九	五、八、八、九

尙印紙收入の中には印紙稅登錄稅等租稅に屬するものが含まれて居るけれど、手数料使用料を分たれないから之を省く、且つ是等の稅は富者の負擔に歸するのみならず貧者の負擔にも歸するものが多いから之を計算外に置いて差支ない。

此表で見ても、我國の租稅は貧者階級に重く富者階級に輕きことが判る、大正八年度の豫算にては直接稅流通稅の額が消費稅の額より多くなつて居るけれども、それは、一億圓に近き戰時利得稅を加算して居るからである、大正九年度より戰時利得稅が廢止せらるれば直接稅の額は著しく少くなるであらう、兎に角稅制の上に富者階級を稅すること貧者階級を稅するより輕くなつて居ることは争はれない。

此の如く收入統計の上より見るも、我國の租稅は反社會政策的となつて居ると斷せねばならぬ。

(以下次號)